

第35回 浦幌町農業委員会総会議事録

令和 2 年 6 月 2 6 日 開会
令和 2 年 6 月 2 6 日 閉会

浦幌町農業委員会

令和2年6月26日 第35回浦幌町農業委員会総会を浦幌町役場2階中会議室にて招集

開会 午後4時00分

閉会 午後4時35分

1 出席委員

1番	伊藤光一	2番	小野木 淳	3番	香川 由
4番	石塚健一	5番	福田和己	6番	大坂 有
7番	山村幹次	8番	廣富一豊	9番	高木政志
10番	木南和徳	11番	森 秀幸	12番	石森正浩
13番	小川博幸				

2 欠席委員

なし

3 議事に参与するもの

事務局長 坂下利行
農地係長 小川裕之
主 事 河上 彰

○議事日程

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 議事録署名委員の指名について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 議案第1号 土地現況証明願について
- 日程第 5 議案第2号 農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認
について
- 日程第 6 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 7 議案第4号 農地所有適格法人要件の確認について
- 日程第 8 議案第5号 浦幌町農地移動適正化あっせん基準の一部改正について

4 議事内容 午後4時00分開会

○坂下事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございます。総会の議事につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定により、総会の議長は会長が務めることになっておりますので、これからの議事進行につきましては小川会長にお願いいたします。

●開会の宣告

○小川議長 ただ今の出席委員は13名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第35回農業委員会総会を開会いたします。これより議事に入ります。

●日程第1 会期の決定について

○小川議長 日程第1、「会期の決定」を議題といたします。お諮りをいたします。本総会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日と決定をいたしました。

●日程第2 議事録署名委員の指名について

○小川議長 日程第2、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第12条第2項の規定により、議席番号12番石森委員、1番伊藤委員を指名いたしますのでよろしくお願ひいたします。

●日程第3 諸般の報告について

○小川議長 次に日程第3、「諸般の報告」について、事務局長より報告をお願いいたします。

○坂下事務局長 諸般の報告、朗読説明。

○小川議長 ただ今報告が終わりました。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

●日程第4 議案第1号 土地現況証明願について

○小川議長 それでは、日程第4、議案第1号、「土地現況証明願について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書2ページをご覧ください。議案第1号。土地現況証明願について。このことについて、下記の者より願出があったので審議されたい。令和2年6月26日提出。浦幌町農業委員会会長。

申請があったのは、下記の1件でございます。土地の表示は、記載のとおりであります。土地所有者は、稲穂に住所を有する方。申請人は、帯広市に住所を有する方。願出目的は地目変更です。調査結果といたしましては、6月10日に福田委員ほか2名の委員さんと現地調査をしましたところ、利用状況は公衆用道路でありました。議案書3ページに願出地の位置図を添付してお

りますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくお願いたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の福田委員より現地調査結果並びに補足説明をお願いいたします。

○福田委員 本申請地につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、6月10日に現地を確認したところ、道路として利用され、農地としての活用は困難な土地であり、現況地目は公衆用道路でありました。以上、報告といたします。

○小川議長 ありがとうございます。ただいま説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第1号を採決いたします。本案を願出のとおり証明することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第1号は願出のとおり証明することに決定をいたしました。

●日程第5 議案第2号 農地法第18条第6項に規程に係る合意解約通知の成立状況の確認について

○小川議長 次に、日程第5、議案第2号「農地法第18条第6項に規程に係る合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○小川係長 議案書4ページをご覧ください。議案第2号。農地法第18条第6項の規定に係る合意解約通知の成立状況の確認について。このことについて、下記のとおり農地の賃貸借契約の解約通知があったので審議されたい。令和2年6月26日提出。浦幌町農業委員会会長。解約通知があったのは、下記の4件であります。

議案書5ページをご覧ください。賃貸人は、南町に住所を有する方。賃借人は、活平に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき、平成13年4月27日に賃貸借されましたが、令和2年6月1日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。売買するための解約であります。

議案書6ページをご覧ください。賃貸人は、南町に住所を有する方。賃借人は、活平に住所を有する方です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、平成22年4月26日に賃貸借されましたが、令和2年6月1日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。売買するための解約であります。

議案書7ページをご覧ください。賃貸人は、平和に住所を有する方。賃借人は、稲穂に住所を有する法人です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第3条第1項の規定に基づき平成27年4月28日に賃貸借されましたが、令和2年6月8日に当人同士から農業委員会へ農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。貸主の都合による解約であります。

議案書 8 ページをご覧ください。賃貸人は、平和に住所を有する方。賃借人は、稲穂に住所を有する法人です。土地の表示等につきましては記載のとおりであります。この農地につきましては、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づき平成 27 年 4 月 28 日に賃貸借されましたが、令和 2 年 6 月 8 日に当人同士から農業委員会へ農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知があったものです。貸主の都合による解約であります。

なお、本件につきましては、農地法第 18 条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第 2 号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 2 号は原案のとおり決定をいたしました。

●日程第 6 議案第 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

○小川議長 日程第 6、議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。本案件につきましては、売買 1 件、贈与 1 件の所有権移転案件と賃貸借 1 件の利用権設定案件であります。所有権移転案件と利用権設定案件に分けて審議をいたします。それでは初めに所有権移転案件番号 10 番、11 番について審議をいたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書 10 ページをご覧ください。議案第 3 号。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。このことについて、下記の者より申請があったので審議されたい。令和 2 年 6 月 26 日提出。浦幌町農業委員会会長。

申請があったのは、下記の売買案件 1 件、贈与案件 1 件、賃貸借案件 1 件でございます。

番号 10 番。譲渡人は、南町に住所を有する方。譲受人は、活平に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑。面積は、9 筆合わせまして 75, 142 平方メートルです。契約の種類は売買。価格及び経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、譲渡人の都合により農地を売り渡す。譲受人は、農地を取得することにより経営の安定を図るものであります。

番号 11 番。譲渡人は、池田町に住所を有する方。譲受人は、池田町に住所を有する方です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑。面積は 4 筆合わせまして 151, 610 平方メートルです。契約の種類は贈与。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、譲渡人は、農地を経営主である子に贈与する。譲受人は、農地を受け継ぎ一層、農業経営の安定を図るものであります。

なお、本件につきましては、農地法第 3 条第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書 11 ページから 14 ページに 3 条番号 10 から 11 の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、番号 10 番について、地区担当委員の香川委員より現地

調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○香川委員 番号10番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、農地を取得することにより経営の安定を図る内容であり、6月13日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。

○小川議長 はい、ありがとうございます。次に、番号11番について、地区担当委員の福田委員より現地調査並びに補足説明をお願いいたします。

○福田委員 番号11番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、農業経営の安定を図るため贈与を受ける内容であり、6月15日現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることを報告します。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは議案第3号の番号10番、11番を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号の番号10番、11番は、原案のとおり決定をいたしました。

次に利用権設定案件、番号12番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

○小川係長 議案書10ページをご覧ください。番号12番。貸主は、川流布に住所を有する方。借主は、川流布に住所を有する法人です。土地の表示は記載のとおりであります。地目は現況畑。面積は、4,314平方メートルです。契約の種類は賃貸借。価格は、記載のとおりであります。契約期間は、令和2年6月30日から令和3年7月1日までの1年間です。経営の内容は、記載のとおりであります。権利の設定の理由としましては、貸主は、経営の規模を縮小するため、賃貸借を締結する。借主は、経営地の隣接地のため一体化し作業効率を上げるため、賃貸借を締結するものであります。

なお、本件につきましては、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの不許可条項に該当しておらず、許可要件の全てを満たしていると考えております。議案書15ページに3条番号12の位置図を添付しておりますのでご覧いただき、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。以上でございます。

○小川議長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の木南委員より現地調査報告並びに補足説明をお願いいたします。

○木南委員 番号12番につきましては、ただ今事務局の説明のとおり、経営地の隣接地のため一体化し作業効率を上げるため、賃貸借を締結する内容であり、6月13日に現地を確認したところ、農地法第3条第2項の許可をしない要件に該当しておらず、許可の要件は全て満たしていることをご報告いたします。以上です。

○小川議長 ありがとうございます。ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 それでは採決します。議案第3号の番号12番を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号の番号12番は、原案のとおり決定をいたしました。

●日程第7 議案第4号 農地所有適格法人要件の確認について

○小川議長 日程第7、議案第4号、「農地所有適格法人要件の確認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○河上主事 議案書16ページをご覧ください。議案第4号。農地所有適格法人要件の確認について。農地法第6条及び農地法施行規則第58条の規定により提出のあった農地所有適格法人報告書により農地所有適格法人の確認要件について審議されたい。令和2年6月26日提出。浦幌町農業委員会会長。

農地所有適格法人は、農地法第6条第1項で、毎事業年度終了日、いわゆる決算の日から3か月以内に、農地等の所在地を管轄する農業委員会へ、事業状況等の報告をすることが義務付けられており、農業委員会は、その法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて、この報告によって確認することになっています。

ただ今審議いただきます農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告は、番号1番から3番の3件で、法人名、代表者、所在地、事業年度については議案に記載のとおりです。

確認要件につきましては、議案書17ページに説明資料がございますので、この資料に沿って説明させていただきます。

農地所有適格法人の確認要件には、会社法又は農業協同組合法に基づく法人でなければならないという法人形態要件。主たる事業が農業であるという事業要件。株式会社の場合は議決権の合計(株式)の過半を、持分会社の場合は社員の過半を、次に掲げる者が占めていなければならないという構成員要件。法人の常時従事者たる構成員が理事等の過半を占めており、役員又は重要な使用人のうち1人以上がその法人の行う農業に必要な農作業に年間60日以上従事していなければならないという役員要件。以上の4要件があります。この4要件につき、別添の第35回農業委員会総会議案説明資料1ページから6ページに掲載しております農地所有適格法人要件確認書により審査を行いましたところ、番号1番から3番の法人につきましては、要件を満たしておりますので、適と判断するものであります。

なお、番号1番の法人につきましては、資料1ページに掲載のとおり、農業の売上高が0円となっております。こちらの原因につきましては、収穫したデントコーン等の全てを出荷せずに棚卸資産として保管しているためであります。その他事業の売上高が農業売上高を超えている状況では無いため、事業要件としては適となります。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○小川議長 ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○小川議長 よろしいですか。それでは議案第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

●日程第8 議案第5号 浦幌町農地移動適正化あっせん基準の一部改正について

○小川議長 日程第8、議案第5号「浦幌町農地移動適正化あっせん基準の一部改正について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○河上主事 議案書18ページをご覧ください。議案第5号。浦幌町農地移動適正化あっせん基準の一部改正について。このことについて、浦幌町農地移動適正化あっせん基準の一部を次のように改正する。令和2年6月26日提出。浦幌町農業委員会会長。

記。1 浦幌町農地移動適正化あっせん基準の改正、別紙新旧対照表のとおり。2 変更の理由、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、北海道農地移動適正化あっせん事業実施要領が一部改正されたため。

本改正につきましては、議案に記載のとおり、本年4月1日より農業経営基盤強化促進法が一部改正されたことを受けて、北海道の要領が変更されたため、本町のあっせん基準もそれに合わせて改正するものであります。改正内容につきましては、浦幌町農地移動適正化あっせん基準新旧対照表でご説明申し上げます。議案書19ページをご覧ください。新旧対照表の右側が改正前基準で、左側が改正後の基準になります。改正箇所は5カ所あります。

1点目。基準第2から「。以下「機構法」という。」という文言を削除いたします。これ以降この法律が引用されることはなく、省略する必要が無いためであります。2点目。同じく基準第2から「農業経営基盤強化促進法(昭和55年5月28日付け法律第65号。以下「基盤強化法」という。)第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体(以下「農地中間管理機構等」という。)並びに」という文言を削除します。法改正により「農地利用集積円滑化団体」が「農地中間管理機構」に統合され、記載が不要になったためであります。3点目。基準第4の(1)中の「基盤強化法」を「農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律65号)」に改めます。基準第2の改正により、基準の中で初めて法律名が表記されることとなったことから、省略せずに記載するよう改めるものであります。4点目。同じく基準第4の(1)中の「基盤強化法」を「同法」に改めます。前段で農業経営基盤強化促進法という文言が出てくるため、省略して記載するものであります。5点目。基準第5の(2)から「。経営体育成支援計画」という文言を削除します。平成30年度を以て経営体育成支援事業が終了したことから、記載が不要となったものであります。

以上は、北海道農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正に伴い改正するもので、北海道の実施要領と同じ内容でございます。なお、附則の施行日でございますが、本日の総会で決定をいただきましたら、その後、北海道知事に対して認定申請を行い、知事より認定を受けて施行となりますのでよろしくお願い致します。以上でございます。

○小川議長 ただ今説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○小川議長 それでは議案第5号を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○小川議長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定をいたしました。

以上で、本日附議された議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の案件について委員からご発言があれば挙手をお願いします。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●閉会の宣告

○小川会長 それでは、以上をもちまして第35回浦幌町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

午後4時35分閉会